

法的に混乱は生じない。⁵⁶

したがって、各請求人は単独で取消訴訟を提起できる。(嗜好食品の製造方法事件⁵⁷)

87 - A メリヤス編機 (最大判昭和 51 年 3 月 10 日) H30

[事案]メリヤス編機につき、公知事実甲に基づく無効審決の取消訴訟において、公知事実乙・丙が存在するなどの新たな主張については判断されず、同審決が取り消されたことから、審決取消訴訟における審理範囲が問題となった

[考え方]

・専ら当該審判手続において現実に争われ、かつ、審理判断された特定の無効理由に関するもののみが審理の対象となる

・123 I 各号の各規定違反はそれぞれが別個独立の事由となり、また、新規性（・進歩性）の有無については公知事実ごとにそれぞれ別個独立の事由となる

【審理範囲の制限】 H30

○は、審判手続においては主張しなかった…を、本件訴訟において新たに主張することができるか。

メリヤス編機事件は、おおむね審判前置主義（178VI）による適正な審理の実現と、特許権者の補正・訂正の機会の確保を根拠に、専ら当該審判手続において現実に争われ、かつ、審理判断された特定の無効理由に関するもののみが審理の対象となるとする。

これに対し、学説では、キャッチボール現象による紛争解決の遅延等を指摘し、審理範囲を制限しない考え方が有力である。しかし、同現象は、実務上の工夫によりあらかじめ避けられる。また、審理範囲の制限がないとすれば、審判手続の審理判断を経ていない事項に基づく審決取消判決も可能となるが、当該事項につき拘束力が生じる結果（行訴 33 I）、前審判判断経由の利益が損なわれうる。

したがって、上記判例の考え方が妥当である。⁵⁸

[H30 出題趣旨]

「…当該審判手続で現実に審理判断された特定の無効原因のみが審決取消訴訟の審理対象とされるべきであるとする見解（甲説）と、審理対象はそれに限られないとする見解（乙説）が考えられる。…乙説を妥当とする立場をとるのであれば、上記大法廷判決の変更が必要となることを十分に意識した論述が必要であろう」

⁵⁶ 島並ほか 189 頁。

⁵⁷ 最判平成 12・2・18。

⁵⁸ 小泉ほか 30 頁、平成 30 年司法試験の「論文式試験出題の趣旨」31 頁。